

令和5年  
第11回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第11回総会日程

令和5年11月27日  
役場全員協議会室

### 1. 開 会

### 2. 諸報告

### 3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議 事

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 非農地証明及び非農地判断の報告について

### 5. 閉 会

令和5年第11回日の出町農業委員会総会

令和5年11月27日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	青木 崇 君	9	土澤 孝一 君
2	田中 豊弘 君	10	坂本 晴洋 君
3	関根 進 君	11	馬場 敏明 君
5	山崎 茂樹 君	12	野口 隆昭 君
6	松本 哲男 君	13	木住野 佑治 君
7	和田 勝 君	14	辻本 泰啓 君
8	天野 幸次 君	15	神田 功 君

事務局職員

事務局長 坂 井 岳  
事務局次長 布 田 努  
事務局 宮 林 克 芳

事務局長 定刻となりましたので、只今から令和5年日の出町農業委員会第11回総会を開会いたします。  
まず初めに神田会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、改めまして、こんにちは。  
本日は総会の開催にあたりまして、招集させていただきましたところ、全員の皆様のご出席をいただきました。本日もご審議をよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。  
続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行につきましては、神田会長にお願いしたいと思っております。

会 長 日程3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番和田委員、8番天野委員よろしくお願いいたします。  
それでは、4. 議事に入らせていただきます。  
(1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ( 説明 )

会 長 事務局の説明が終わりました。  
ここでA委員さんについては、関連案件ですので、農業委員会に関する法律第31条第1項及び日の出町農業委員会会議規則第10条の規定により参与することはできませんので、一時退出をお願いいたします。  
地区担当は青木委員さんです。説明をお願いします。

委 員 11月22日に事務局の宮林主任と私で現地の確認に行ってきました。当該地の場所は、案内図をご覧くださいと思います。  
現在はここでネギや大根、夏野菜のナスやピーマン、端に柿が植わってありました。草は綺麗に対処されていて、ずっと管理されている畑だと思います。  
周辺に関しましては、北側に家があり、南側は道路になっております。簡単ですが、以上になります。

会 長 事務局並びに青木委員さんの説明が終わりました。  
本日、譲受人でありますBさんに来てもらっていただいておりますので、営農計画等について説明を求めます。

Bさん 現在は、きゅうり、ナス、トマト、大根、人参、カブ、あとは小松菜、ほうれん草、春菊というところを栽培しています。

会 長 委員さん方で、意見、ご質問がありましたら、お願いします。  
それでは、Bさんにはですね、ご退出をお願いいたします。Bさんにご退出願いました。委員の皆様方で、その他、ご質問等あれば受けたいと思います。他にご質問、ご意見等がないようですので、(1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。それでは、A委員さんお入りください。  
続きまして、(2) 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ( 説明 )

会 長 事務局の説明が終わりました。  
地区担当は野口委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 場所は案内図をご覧くださいと思います。  
当該地周辺の営農状況としましては、西側と北側に住宅がありまして、東側は農地として耕作されており、南側は資材置場になっております。  
当該地の営農状況としましては、とても良く耕作されており、現在はさつまいもの収穫が終わり、綺麗になっております。その周りに、三間のハウス2棟あり、もう1棟二間半のハウスがあるという状況です。  
周辺の営農への影響としましては、特段問題ないと思われます。以上です、

会 長 事務局及び野口委員さんの説明が終わりました。  
本日は借借人であります株式会社・のCさんに来ていただいておりますので、営農計画等説明を求めたいと思います。

Cさん 現在作っている物は、さつまいも、トマト、自然薯、ジャガイモ、玉ねぎです。

会 長 Cさんは、今度賃貸借で借りる農地の総責任者の立場になるのでしょうか。耕作していく上で、従業員等を指揮し、農業を実施する一番上の方ということですか。

Cさん 社長のDが全て指示しますので、総責任者は社長になります。

会 長 今回賃貸借を行う農地の他に、農地はありますか。

Cさん 他にはありません。

会 長 農業機械とかはどの様な機械をお持ちですか。

Cさん トラクターは地主さんから借りていまして、その他に管理機と耕運機を持っており、畑にあります車庫で保管しています。

会 長 委員さん方でご意見、ご質問がありましたら皆さんの意見を受けたいと思っています。野口委員。

委 員 ハウスで現在研究施設みたいな感じでやられていると思いますが、Cさんがやっているのではなくて、社長のDさんがやっているのですか。

Cさん そこは、主に私がやっており、社長のDはタッチしておりません。

会 長 その他に何かありますか。馬場委員。

委 員 畑で生産された物に関しては、販路というものは持っているのですか。

Cさん 販路はグループ会社の社員に配ったり、販促品としてお客様にあげたりしているのが現状です。

会 長 その他にご質問ありますか。松本委員。

委 員 Cさんが言われていることが余りにもはっきりしていないので、今後もう一度社長を呼んで、きっちり説明していただかないと、確信が持てないんですよ。農地の様々な権利関係が発生する場所の許可なので、うやむやにはしたくありません。

会 長 他にありますか。他にご意見、ご質問がないようですので、ここでCさんにはご退出をお願いいたします。Cさんにご退出願いました。委員の皆様方で、その他、ご質問等あれば受けたいと思います。ないようですが、農業をどういう風にやっていくということがはっきり説明できる方がいないと審議のしようがないだろうと思って、今回は保留ということにしてですね、もう一度責任ある方に説明をしてもらって、審議をしたらどうかということで、保留ということにしたいと思いますが、皆さんそれでご異議ありませんか。ないようでしたら、挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

会 長 挙手多数ですので、保留ということにさせていただきます。  
続きまして、(3) 非農地証明及び非農地判断の報告について、事務局の説明  
をお願いいたします。

事務局 ( 非農地証明 1件 、非農地判断 1件 )

会 長 事務局の説明が終わりました。  
只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたし  
ます。意見、質問がないようですので、(3) 非農地証明及び非農地判断の報告  
とさせていただきます。  
以上を持ちまして、本総会の日程は終了いたします。

署 名

\_\_\_\_\_  
番

\_\_\_\_\_  
番